

令和3年度 第2回佐久市学校給食浅科センター運営委員会会議次第

日 時 令和3年10月14日 (木)

13時30分

場 所 浅科中学校 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会 議 事 項

(1) 「学校調理業務」民間活用方針（案）について

(2) その他

4 閉 会

## 「学校給食調理業務」民間活用方針（案）

課等名称：学校給食課

1 業務名称	学校給食調理業務（民間委託）														
2 現状と課題	<p>佐久市では、学校給食調理業務について、現在、5つの給食センターにおいて、直営により実施していますが、総務省の「地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査」によれば、全国では69.7%（平成31年4月1日現在）の市区町村において民間委託が導入されている状況です。</p> <p>現在、正規職員と会計年度任用職員の任用により調理体制を維持していますが、職員確保に苦慮している状況が続いていることから、将来に渡って安定したサービスを提供する上で懸念があります。また、職員の人事管理や労務管理に係る事務も負担となっていることから、事務の効率化を図ることが大きな課題となっています。</p>														
3 取組方針	<p>令和5年4月から、学校給食調理業務の民間委託について、順次導入します。北部センターと臼田センターについては、令和5年4月から調理業務の民間委託を導入します。望月センターについては、令和8年度に浅科センターを望月センターに集約する予定であることから、これを目途に、調理業務の民間委託を導入します。なお、南部センターについては、当面の間、直営での運営を行う予定です。</p>														
【判断理由】															
<p>既に長野市、飯田市、諏訪市、駒ヶ根市、大町市等の県内自治体では調理業務の民間委託を実施しており、安定したサービス提供や労務管理に係る負担軽減等の面で効果があるとされています。</p> <p>また、サウンディング型市場調査の結果、食育の推進について、民間事業者から「地元農家の方々とも連携し、調理体験等の様々な取組を行うこと」や「子どもたちに地元の食文化をよく理解してもらう目的で、地元食材を使用する伝統料理の提供に協力する」などの提案があったことから、民間ノウハウにより、一層の食育の推進に繋がると考えております。</p> <p>民間委託により、人事管理・労務管理に係る負担軽減、民間ノウハウの導入による効率的な運営ができることが見込まれるため、現在の調理員の雇用の確保に努めつつ、民間委託を導入することとします。</p>															
【事前検証結果】 <small>〔※効果大：◎、効果あり：○、効果なし：×、不明・どちらともいえない：-〕</small>															
1 民間活用の推進に係る検証事項	<table border="1"> <tr> <td>サービスの維持・向上</td><td>経費節減</td><td>事務の効率化</td><td>専門的知識・技術の活用</td><td>行政責任の確保</td></tr> <tr> <td>○</td><td>-</td><td>◎</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table>					サービスの維持・向上	経費節減	事務の効率化	専門的知識・技術の活用	行政責任の確保	○	-	◎	○	○
サービスの維持・向上	経費節減	事務の効率化	専門的知識・技術の活用	行政責任の確保											
○	-	◎	○	○											
2 学校給食調理業務に係る検証事項	<table border="1"> <tr> <td>食育の推進</td><td>アレルギー食への対応</td><td>衛生管理</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>◎</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> </table>					食育の推進	アレルギー食への対応	衛生管理			◎	○	○		
食育の推進	アレルギー食への対応	衛生管理													
◎	○	○													
3 実施方法	民間委託		5 委託先等	民間事業者											
6 年次計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～											
	①	③	④												
	②														
【説明】															
①方針の決定（市、教育委員会同時進行）、公表 ②センター職員・調理員・保護者・運営委員会等で説明、パブリックコメント実施 ③プロポーザル実施、契約、移行準備 ④業務委託（順次）															
7 備考	事前検証のポイント、各施設ごとの民間委託の導入スケジュールについては、別紙のとおりです。														

## 【別紙】「学校給食調理業務」民間活用方針（案）

### 1 事前検証のポイント

以下のポイントに基づき、事前検証結果について判断しました。

#### (1) 食の安全の確保について

食材の安全については、食材の選定・発注を従前のとおり市で実施するため、引き続き確保されるものと考えております。また、調理業務についても、サウンディング型市場調査の結果、民間事業者が、調理業務やアレルギー対応については、消毒の徹底・検査・報告・連絡・研修の実施などにより、安全性を確保・向上するための取組を行っていることが確認できました。なお、食の安全性と質の確保・向上については、業務仕様書に盛り込むと共に、提案を求めることが考えられます。

#### (2) 食育の推進について

佐久市においては、学校給食応援団の取組等により、食育の推進を図っており、サウンディング型市場調査の結果、学校給食応援団の取組について、8社中5社が知っていると回答しております。また、民間事業者において、地元食材を使用した料理を提供する際にお話し会（食材の説明）を行うなど、地産地消をさらに発展させるための提案等があったことから、従前のとおり食育の推進を図ることはもとより、より一層の食育の推進に繋がるものと考えております。なお、食育の推進については、業務仕様書に盛り込むと共に、提案を求めることが考えられます。

#### (3) 経費の節減について

サウンディング型市場調査において、北部センター及び望月センターの見積書を徴した結果、経費の節減となる場合と、必ずしも経費の削減とならない場合があることが確認できました。一方で、委託により、職員の労務管理に関する事務が軽減されることから、総合的に事務の効率化が図られる見込みです。

#### (4) 自然災害等による影響が長期にわたる場合の対応等について

自然災害等の不測の事態が発生した場合に業務を継続する方策について、サウンディング型市場調査の結果、民間事業者においては、「履行保証人」等により、業務の継続性を確保できることが確認できました。

#### (5) 労働者派遣法の問題について

発注者が、従業員に対して、業務責任者を通さず、直接、指示・命令を行った場合は、労働者派遣法に違反し「偽装請負」という違法行為となります。民間事業者において「偽装請負」を防止するための方策が実施されていることが確認できました。

#### (6) 民間委託の進め方について

佐久市で運営している5つの給食センターについて、複数年度をかけて、順次委託化する考え方と、全センターを同一年度に一括して委託化する考え方を比較した場合、サウンディング型市場調査の結果、どちらのケースにおいてもコスト面の違いはほとんどないということが確認できました。また、リスク対応や競争性の確保の観点から、全てのセンターを同一の業者に委託するのではなく、複数の民間事業者に業務を委託した方が良いといった意見もありました。

#### (7) 職員の雇用について

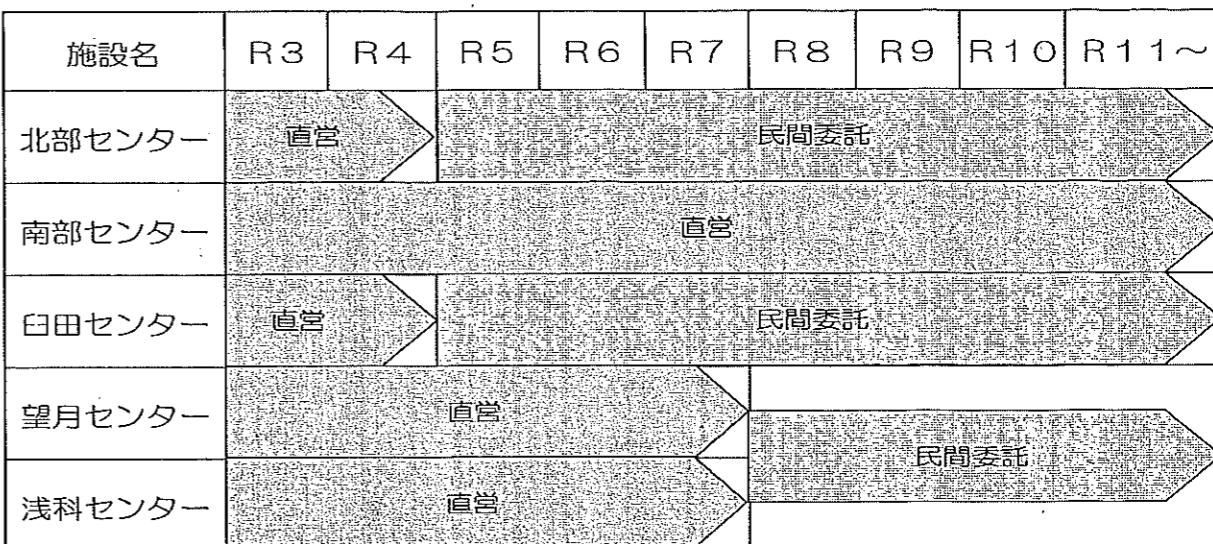
現在、佐久市では、5つの給食センターで、12人の正規職員と57人の会計年度任

用職員が勤務しています。サウンディング型市場調査の結果、民間事業者においては、地元雇用を優先し、現在勤務している会計年度任用職員を継続雇用する意向を示している事業者もあることから、職員の転籍や直営のセンターを維持することにより、現在の調理員の雇用の確保を図りつつ、民間委託を導入してまいります。

### 2 民間委託の導入スケジュールについて

#### (1) 民間委託導入スケジュール

「1 事前検証のポイント」を踏まえて、以下のとおり、調理業務の民間委託を進めていく予定です。



#### (2) センターごとの詳細について

##### ア 北部センター：

業者間の競争の観点から、真田センターの民間委託の導入に合わせ、令和5年度から民間委託を導入する予定です。

##### イ 南部センター：

地理的に市の中心部に位置することから、災害時の対応や臨機応変な対応を確保するため、当面の間、直営での運営を行う予定です。

##### ウ 真田センター：

令和5年度から新たなセンターが稼働する予定であることから、これに合わせて民間委託を導入する予定です。

##### エ 浅科・望月センター：

個別施設計画に基づき、令和8年度当初を目途に、浅科センターを望月センターに集約する予定であることから、令和8年度から民間委託を導入する予定です。

### 3 まとめ

サウンディング型市場調査の結果、学校給食調理業務について、民間委託を導入することで、サービスの維持・向上や事務の効率化等が図られることが確認できました。また、民間委託の導入については、令和5年度に、業者間の競争の観点から、真田センターと北部センターを分けて民間委託を実施します。また、望月センターは浅科センターを集約した後に民間委託を導入し、南部センターについては、直営のセンターとして、当面の間維持していくこととします。

## 学校給食調理業務委託範囲（案）

現在の学校給食の流れは以下のとおりとなります。  
委託を予定している作業は、**（赤枠）**の部分についてです。「献立の作成」や「食材の購入」は、従前どおり教育委員会が行い、民間事業者への委託は行いません。

